

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 上野原若鮎会

障害福祉サービス事業所わかあゆ工房

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上野原若船会の理事及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長は、「理事長の専決事項」を明記した定款細則に基づき、法人及び施設の運営のため、その業務にあたるため別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、職員の就業規則に準じて業務に従事した場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席した時は、評議員会に係わる報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員旅費規程に準ずる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成26年 4月 1日から適用する。

この規程は、平成27年 3月28日から適用する。

別表1

名 称	交 通 費
理事会出席報酬	1, 0 0 0 円以内
評議員会出席報酬	1, 0 0 0 円以内

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	月額 5 0, 0 0 0 円以内
理事及び評議員業務報酬	日額 1 0, 0 0 0 円以内
監事監査指導報酬等	日額 1 0, 0 0 0 円以内

別表3

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	月額 1 0 0, 0 0 0 円以内